

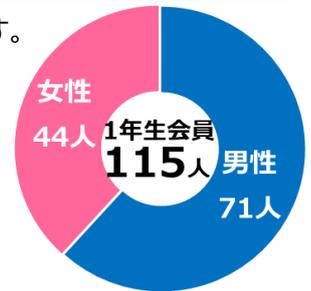
シルバー人材センター新入会員アンケートから見た シルバー1年生会員の物語

シルバー人材センターは、60歳以上の会員に就業の機会を提供する全国組織です。千葉県内では48市町村にセンターがあり、約22,500人の会員が所属しています。

千葉県シルバー人材センター連合会では、令和6年1月から12月に入会して働いている会員の中からランダムに対象者を抽出し、無記名アンケートを実施しました。

入会の動機や仕事内容、働いてみてのホッペをたずねるなかで浮かび上がったのは、仕事を通じて充実感を得る姿や、入会動機が満たされつつある満足感です。

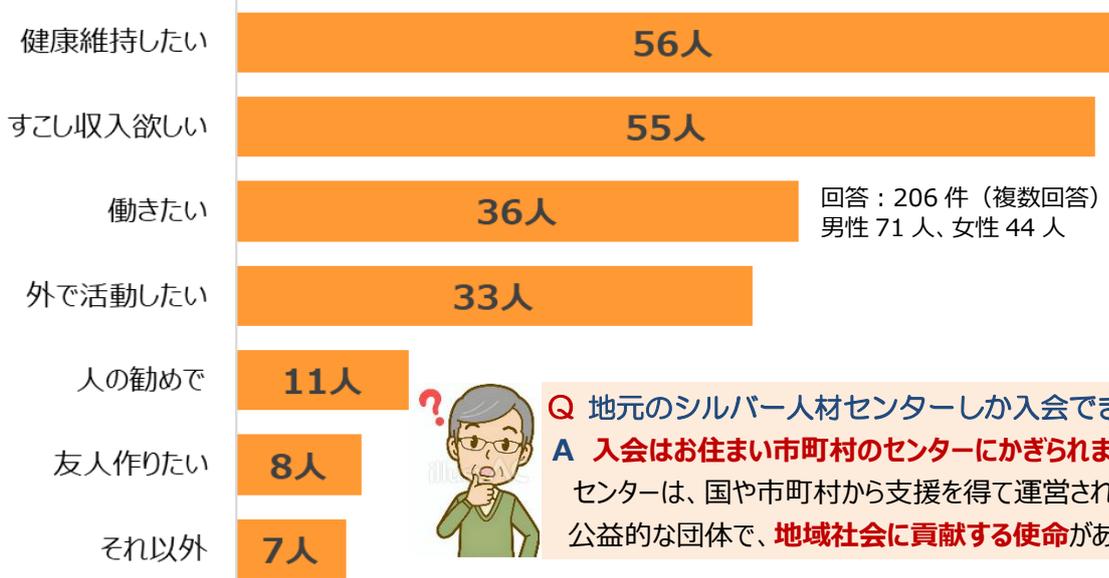
いまから、「シルバー1年生会員の物語」をダイジェストでご紹介します。



■ 入会動機は、もっとアクティブに過ごしたいから！

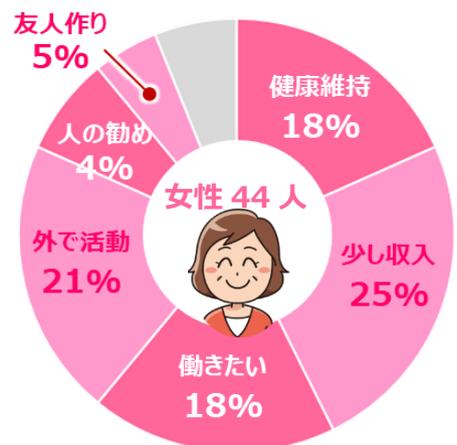
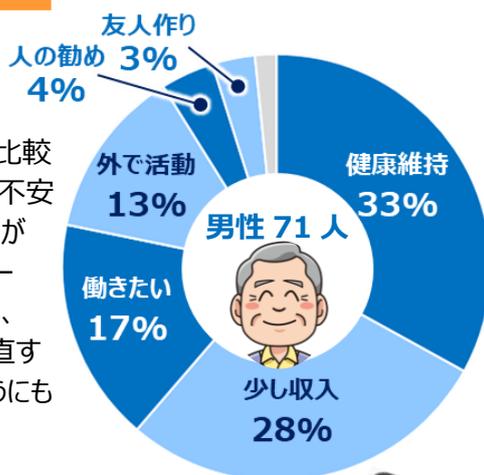
入会動機はさまざまに見えますが、底に流れるのは、働いて、元気とお小遣いをゲットしたいという願い。

下のグラフから、アクティブにシニアの青春を楽しみたい！ そんな1年生会員たちの声が聞こえてくるようです。



Q 地元のシルバー人材センターしか入会できないの？
A 入会はお住まい市町村のセンターにかぎられます。
センターは、国や市町村から支援を得て運営されている公共的・公益的な団体で、**地域社会に貢献する使命**があるからです。

入会動機を性別で比較すると、男性に健康不安を解消したい気持ちが目立ちます。シルバー人材センター入会を、自身の健康を立て直すチャンスとしているようにも見えます。



Q シルバー人材センターってわたしに向いてるのかな？
A 60歳以上で、健康で、センターで働く意欲があれば、会員になれます。まずは、**相性をチェック**しませんか？



あなたと
シルバー人材センター
の相性を見る

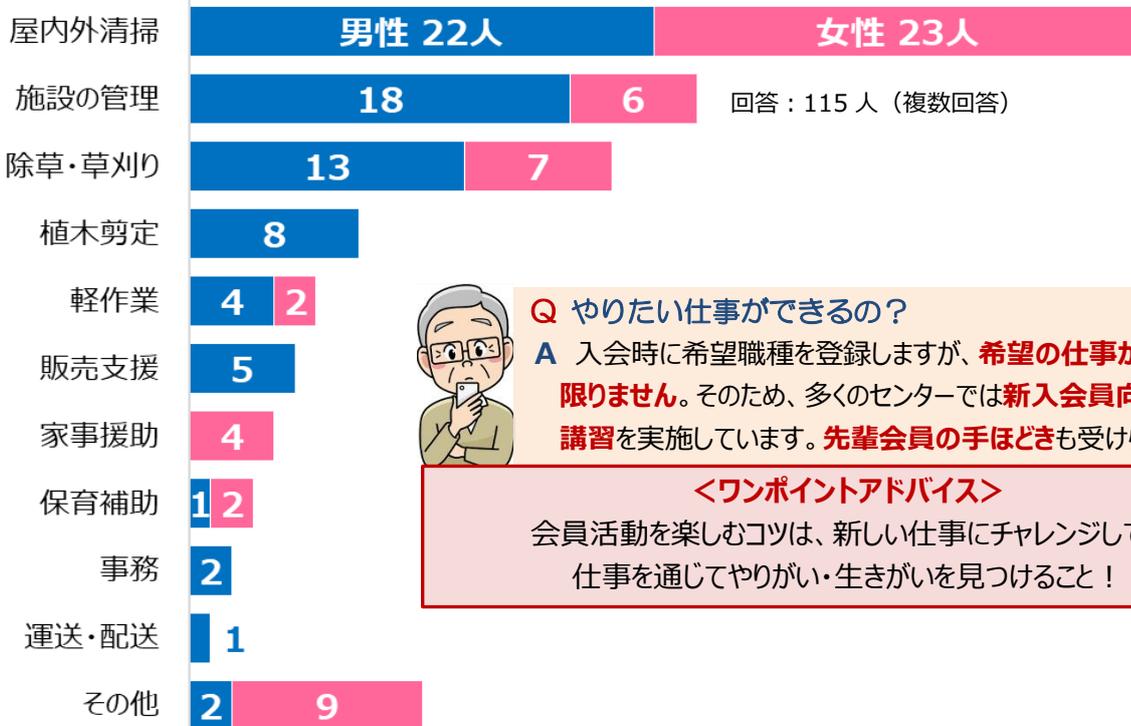
千葉県シルバー人材センター連合会
ホームページ



<https://sic-chibaren.jp/>

■ 入会后、いよいよ仕事がスタート！

働きはじめた 115 人の仕事内容は、下のグラフのとおりです。仕事は異なっても、シニアに向けた無理のない働き方（月 10 日程度・週 20 時間以内）で就業中です。それは、センター事務局が、長時間・長期間の仕事複数の会員で分担するローテーションで対応しているからです。また、女性会員の就業先を増やすため、女性向けの仕事を開拓中です。もちろん安全は何よりも優先します。



Q やりたい仕事ができるの？

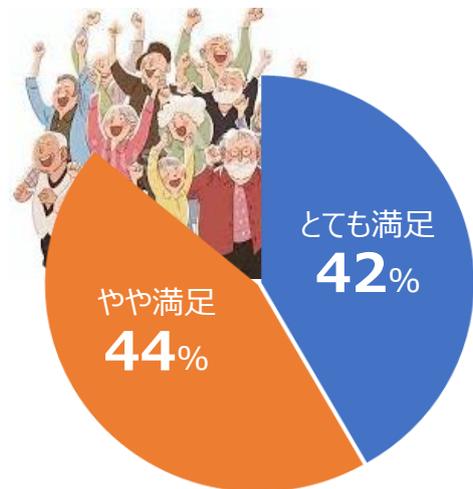
A 入会時に希望職種を登録しますが、**希望の仕事があるとは限りません**。そのため、多くのセンターでは**新入会員向けの技能講習**を実施しています。**先輩会員の手ほどき**も受けられます。

＜ワンポイントアドバイス＞

会員活動を楽しむコツは、新しい仕事にチャレンジして、仕事を通じてやりがい・生きがいを見つけること！

■ 入会して働いている、今の満足度は？

アンケートに答えた 115 人の 1 年生会員のうち、86%が会員活動に満足と回答しています。センターは、シニアに柔軟な働き方を提供し、地域で輝き続けることを支える公益法人です。さまざまな思いで入会した 1 年生会員。その歩みは、センターが大切な一年に寄り添い、人生に充実をもたらしたことを物語っています。センターはシニアが自分らしく活躍する場を広げていきます。



■ 会員になると良いことありそう！

- シルバー人材センターなら、働くことが生きがいに。
- 自分に合った働き方は、健康増進につながります。
- 仕事の報酬で、暮らしに少しゆとりができます。
- 働くばかりじゃなくて、会員同士の親睦も楽しいです。

■ 60 歳以上の退職予定者さまが、これからどう過ごそうか迷っておられましたら、シルバー人材センター入会をお勧めください。

【このアンケートに基づいたパンフレットをお届けします】

メールにて、お送り先（貴社名、ご担当者名、所在地、ご希望部数）をお知らせください。7 月早々にお届けできます。
 メール宛先：ikuseijigyoku3@sjc.ne.jp
 千葉県シルバー人材センター連合会 業務第 1 課 三石、原

【お問い合わせ先】

公益社団法人 **千葉県シルバー人材センター連合会**

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp

当連合会ホームページ



<https://sjc-chibaren.jp>

「出張ハローワーク！ ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施します



「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」とは？

8月の現況届手続き時に、ハローワークが自治体に臨時窓口を開設し、就職支援ナビゲーター等の専門相談員を派遣して就労支援に関するご案内を行うものです。就職に向け資格取得やスキルアップのできる**無料の職業訓練のご案内**や、**正社員就職だけでなくパートタイムやダブルワークなどの多様な働き方**の支援も行っています。

ハローワーク (就職支援ナビゲーター)

以下のメニューを提案・実施します！

- ① 就活の進め方など、就職活動全般に関する相談
- ② 応募書類作成アドバイス
- ③ 面接の受け方アドバイス
- ④ 公的職業訓練等（託児所付きもあり）の情報提供
- ⑤ 個別のお仕事相談（予約優先）など

地方自治体 (福祉事務所等)

児童扶養
手当の支給

連携

全て無料！



【お問い合わせ先】 千葉労働局職業安定部訓練課 電話：043-221-4087

社会人のための学び直しセミナー2025

事業等の概要・趣旨等

生涯にわたり必要な知識を学び直す「リカレント教育」として、この度、産業界で求められる人材像やスキル等の概観を学ぶとともに、学び直しの動機付けとなる講座「社会人のための学び直しセミナー2025」を開催します。

1 開催趣旨

各業界で求められる人材像やスキル等の概観を学ぶ講座を実施する。

2 対象

学び直しをしたい方、キャリアにつながる学びを始めたい方 など



3 講座（セミナー）概要

回数	日時（開催方法）	講座内容・テーマ
1	令和7年7月17日(木) 午後7時～午後8時 (オンライン)	【テーマ：日本の農業の未来×就農】 講師：千葉県農業者総合支援センター
2	令和7年9月9日(火) 午後7時～午後8時 (オンライン)	【テーマ：50代×起業】 講師：株式会社ファーストブランド代表取締役 かわもと ふみこ 河本 扶美子 氏
3	令和7年9月24日(水) 午後7時～午後8時 (オンライン)	【テーマ：AI×個人】 講師：聖徳大学特命教授 あさおか ともお 浅岡 伴夫 氏
4	令和7年10月9日(木) 午後7時～午後8時 (オンライン)	【テーマ：建設×キャリア】 講師：ツクリンク株式会社 たなか さんど 田中 Sando 氏
5	令和7年11月5日(水) 午後7時～午後8時 (オンライン)	【テーマ：自己理解×キャリア】 講師：株式会社Nキャリアート 代表 にしむら えいこ 西村 栄子 氏

※上記以外の講座内容や詳細等は下記ホームページ（R7 学びの総合窓口特設サイト）参照。

※受講料：無料（応募者多数の場合は抽選）

4 申込方法

・公式LINE（学びの総合窓口@千葉県）の友達登録をして申込。

※右記二次元コード参照

・申込み期限：各講座開催日の3日前



【お問い合わせ先】

千葉県教育庁生涯学習課

電話：043-223-4072 FAX：043-222-3565 Mail：kysho3@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ：https://business.mynavi-suki-iki.jp/lp/chiba-manabi_r7

男性労働者の育児休業取得率等の公表義務対象企業の拡大

事業主の皆さまへ



2025年4月から、男性労働者の育児休業取得率等の公表が従業員が300人超1,000人以下の企業にも義務化されました

育児・介護休業法では、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが、従業員が1,000人を超える企業の事業主に義務付けられています。

育児・介護休業法の改正により、**従業員が300人超1,000人以下の企業にも公表が義務付けられました。** (令和7(2025)年4月1日施行)

改正後の対象企業 常時雇用する労働者が300人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、12万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

両立支援のひろば



<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

よくあるご質問

Q1 「育児を目的とした休暇」とは何ですか？

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度です。育児休業や子の看護休暇など法定の制度は除きます。

Q2 「産後パパ育休」と「育児休業」は分けて計算するのですか？

産後パパ育休とそれ以外の育児休業等を分けて割合を計算する必要はありません。

Q3 育児休業を分割して2回取得した場合や、育児休業と育児目的休暇の両方を取得した場合はどのように計算しますか？

当該休業や休暇が同一の子について取得したものである場合は、1人として数えます。

Q4 事業年度をまたがって育児休業を取得した場合や、分割して複数の事業年度に育児休業を取得した場合はどのように計算しますか？

育児休業を開始した日を含む事業年度の取得として計算します。
分割して取得した場合は、最初の育児休業等の取得のみを計算の対象とします。

Q5 任意で「育児休業平均取得日数」を公表する場合の計算方法は？

きまりはありませんが、計算方法の例を紹介します。他にも両立支援のひろばで計算例を紹介していますので参考にしてください。

<子どもが1歳までの平均育児休業取得日数の計算例>

公表前々事業年度に出生した子の1歳までの
合計育児休業取得日数(日) ÷ 当該育児休業取得人数(人) = 平均取得日数(日)

Q6 いつまでに公表すればよいですか？

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。

事業年度末(決算時期)に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和7(2025)年6月末	9月	令和7(2025)年12月末
4月	令和7(2025)年7月末	10月	令和8(2026)年1月末
5月	令和7(2025)年8月末	11月	令和8(2026)年2月末
6月	令和7(2025)年9月末	12月	令和8(2026)年3月末
7月	令和7(2025)年10月末	1月	令和8(2026)年4月末
8月	令和7(2025)年11月末	2月	令和8(2026)年5月末

お問い合わせ先 千葉労働局 雇用環境・均等室(電話:043-221-2307)



令和7年5月作成

千葉働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様へ

厚生労働省委託事業

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口

千葉働き方改革推進支援センター

ご要望に応じ、労務管理全般について、
専門家が無料で支援いたします！

- 企業へのコンサルティングサービス
- 来所相談・電話相談

<相談内容の例>

就業規則見直し、ハラスメント対策、助成金、
長時間労働対策、同一労働同一賃金 等

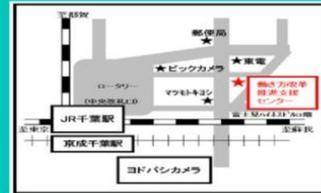
- セミナー開催・講師派遣



働き方改革
特設サイト



〒260-0015
千葉県千葉市中央区富士見2-7-5
富士見ハイネスビル3階
TEL：0120-174-864（フリーダイヤル）
<e-mail>
chiba@workstylereform.net
受付時間 平日9：00～17：00



【お問い合わせ先】 千葉労働局 雇用環境・均等室 電話：043-306-1860

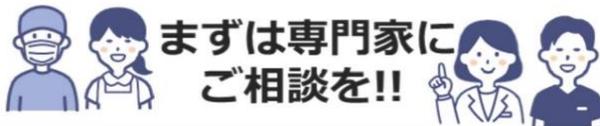
千葉県医療労務管理相談コーナーからのご案内

医療機関の皆さまへ

～千葉県医療労務管理相談コーナーからのご案内～

勤務環境改善について
お困りごとはありませんか？

相談
無料



まずは専門家に
ご相談を!!

【主な支援方法】

アドバイザー訪問支援

・医療機関の具体的な課題や相談項目に、訪問による
アドバイスを実施します

電話による相談対応

・経営・労務管理などの課題や疑問について、電話に
よる相談対応を実施します

セミナー・研修会

・経営・労務管理に関する院内セミナーや研修会へ
講師を派遣します

できるの？
が



当センターでは、医師・看護師等の
離職防止、定着促進を図ることを目的に、
医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関を
サポートするため、専門のアドバイザー（医業経営・
医療労務管理・看護管理）を派遣し、
多様なニーズに対応した支援を行っています。

【医師の働き方改革に関する
ご相談はこちらへ!】

【千葉県医療労務管理相談コーナー】

平日 9:00～17:00 ※土日祝日は除く

お問合せ先

☎ 043-304-5393

FAX:043-304-5395

Mail:chiba@task-iryu.com

運営：株式会社タスクールPlus

（厚生労働省 千葉労働局委託事業）

千葉市中央区中央1-10-10 シャンボール第2千葉中央602号

【お問い合わせ先】 千葉労働局 雇用環境・均等室 電話：043-221-2307

労働者の皆様へ

職場での労働条件をめぐるトラブル、ぜひご相談ください

職場において、働く方(労働者)と事業主(使用者)との間で、賃金、解雇、配置転換など、労働条件をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できない場合に、労働委員会では解決をお手伝いする「**個別的労使紛争のあっせん**」を行っています。

相談例



- ・突然、会社から解雇を言い渡され、困っている。
- ・長年パートタイマーとして働いてきたのに、突然もう来なくてよいと言われた。
- ・会社から執拗な退職勧奨を受け、精神的苦痛を感じる。

このようなトラブルを、あっせん員が労使双方の事情や主張を聴きながら、折り合えるところを見出し、解決に繋げていきます。

あっせんの特徴

- 1 **簡易**…裁判などに比べて申請の際に必要な書類が少なく、開催回数は原則1回です。
- 2 **迅速**…裁判などに比べて短期間で解決できます。
- 3 **無料**…手続きにかかる費用はいただきません。
- 4 労働者、使用者どちらからでも申請できます。
- 5 あっせん員3名が一組となって、公正・中立な立場で対応します。

Q & A

- Q あっせんの成立は法律的にどのような効果があるのですか。
- A あっせん案に合意すれば、お互いがその間に存在する争いをやめることを約束する契約が結ばれたこととなります(民法695条(和解))。当事者はその契約に従う義務が生じます(ただし、強制執行はできません)。
- Q 解決までにどれくらい時間がかかりますか？
- A 申請から終了まで、1か月程度を目安としています。

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課 (千葉県庁南庁舎7階)

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606

ホームページ：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/roudoumondai/kanrenhouki/kobetsu-assen/index.html>



千葉県外国人材確保支援事業のご案内

千葉県では、中小企業における外国人材の円滑な受入れや、外国人留学生の県内での就職・定着を支援するため、令和6年度から、企業向けセミナーや外国人留学生向けの就職講座、合同企業説明会などを実施しています。



【事業内容】

- 外国人材採用・定着セミナー（企業向け）
外国人雇用に関する基礎知識や留意点、外国人材の活用・職場定着のノウハウなど、外国人材の円滑な受入れや定着の促進に向けたオンラインセミナーを実施します。
- 合同企業説明会（企業向け、留学生向け）
県内中小企業と外国人留学生等の相互理解を深めるとともに、県内中小企業への就職を促進するため、合同企業説明会を開催します。
- 就職支援講座（留学生向け）
県内での就職を検討する外国人留学生等の円滑な就職を支援するため、就職活動への準備や採用内定後における就職への準備に向けたオンライン講座を実施します。
- 県内企業職場見学会（留学生向け）
企業における職場環境や業務等への理解を深めることにより、円滑な就職活動につなげるため、外国人材が活躍する県内中小企業の職場見学会を開催します。

今年度は事業名を「千葉県外国人材活用支援事業」から「千葉県外国人材確保支援事業」と改め、これらの取組を継続しています。詳細については、下記ホームページに掲載していますので、是非ご確認ください。

また、YouTubeチャンネルにて、昨年度に実施した合同企業説明会や県内企業職場見学会の様子を収めたPR動画をご視聴いただけますので、併せてご覧ください。

[YouTube]



【お問い合わせ先】

千葉県外国人材確保支援事業事務局（株式会社パソナ内）

Mail : info@workinchiba.pref.chiba.lg.jp

受付時間：平日（土曜、日曜、祝日、年末年始除く）9:00～17:30

事業専用ホームページ URL : <https://workinchiba.pref.chiba.lg.jp>

